

大阪府公安委員会告示第96号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定に基づき、遊技機の型式の検定について申請のあった次の遊技機は、令和2年9月8日付けで遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「規則」という。）第6条に規定する技術上の規格に適合していると認めたので、規則第9条第1項の規定により、次のとおり公示する。

なお、検定の有効期間は、公示の日から3年間である。

令和2年9月11日

大阪府公安委員会

委員長 井上 誠

申請者（製造業者）の氏名又は名称及び住所	遊技機の種類	遊技機の区分	型式名	検定番号
株式会社J F J 代表取締役 今山 武成 大阪府中央区内本町一丁目1番4号	ぱちんこ遊技機	規則第6条第1号	Pとある魔術の禁書目録JUA	0P0703
株式会社高尾 代表取締役 内ヶ島 隆寛 愛知県名古屋市中川区中京南通三丁目22番地			P銭形平次2V3B	0P0640
			P閃乱カグラ2V2A	0P0683
豊丸産業株式会社 代表取締役 永野 光容 愛知県名古屋市中村区長戸井町三丁目12番地			PワイルドロデオS2	0P0607
株式会社エンターライズ 代表取締役 新井 聡司 東京都台東区東上野二丁目13番8号	回胴式遊技機	規則第6条第2号	SモンスターハンターワールドZH	0S0753
株式会社EXCITE 代表取締役 大住 信雄 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目56番地			S花の慶次～武威～EP	0S0584

株式会社大一商会 代表取締役 市原 高明 愛知県北名古屋市沖村西ノ川 1 番地			S パチスロ 哲 也 6. 1 D S S	0 S 0 7 8 3
--	--	--	-----------------------------	-------------